

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2014年2月号 (No. 62)

これでばっちり！確定申告書の見方

確定申告の期限(3/17月)まで2週間余り。そこで今回は確定申告書(B第一表、第三表)の見方をご紹介します。

1. 収入金額等

所得の種類ごとに1月から12月までの収入金額等を記入します。例えば商売をしている場合は売上を

⑦に、アパート経営の場合は家賃収入を⑧に、サラリーマンは所得税や社会保険料を天引きする前の収入を⑨に、年金受給者は年金受給額を⑩に記入します。

不動産を売却した場合は、所有期間や特例の有無によって売却額を⑪～⑬に、上場株式の売却をした場合は年間取引報告書の譲渡対価の額を⑭に、上場株式の配当金で分離課税を選択する場合は配当を⑮に記入します。

＜申告書B 第一表＞

収入金額等	事業等	⑦	
	業農	⑧	
	不動産	⑨	
	利子	⑩	
	配当	⑪	
	給与	⑫	
	公的年金等	⑬	
	その他	⑭	
	短期譲渡	⑮	
	長期譲渡	⑯	

＜申告書B 第三表＞

収入金額	短期譲渡	⑰	
	長期譲渡	⑱	
	特定分	⑲	
	軽減分	⑳	
	未公開分	㉑	
	上場株式	㉒	
	先物取引	㉓	
	山林	㉔	
	退職	㉕	
	合計	㉖	

2. 所得金額

所得の種類ごとに所得の金額を記入します。商売をしている場合は売上から原価や経費等を引いた利益を①に、アパート経営の場合は家賃収入から固定資産税や損害保険料、減価償却等を引いた利益を③に、サラリーマンは収入から給与所得控除(65万円～245万円)等を引いた残額を⑥に、年金を受給している方は年金受給額から公的年金等控除額(70万円

＜申告書B 第一表＞

所得金額	事業等	①	
	業農	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合課税・一時	⑧	
	合計	⑨	
	合計	⑩	

＜申告書B 第三表＞

所得金額	短期譲渡	㉗	
	長期譲渡	㉘	
	特定分	㉙	
	軽減分	㉚	
	未公開分	㉛	
	上場株式	㉜	
	先物取引	㉝	
	山林	㉞	
	退職	㉟	
	合計	㊱	

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-19-1

芝浦アイランドケーブタワー2305号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m_hirai@hirai-ao.com

URL:http://www.hirai-ao.com/

～155.5万円)を引いた残額を⑦に記入します。①～⑧の合計を⑨(「合計所得金額」といいます)に記入します。不動産を売却した場合は、売却額から購入額や譲渡費用を引いた残額を⑤⑨～⑥⑬に、上場株式の売却をした場合は年間取引報告書の差引金額を⑥⑮に、分離課税を選択した上場株式配当金は⑥⑯に記入します。

3. 所得控除

扶養している親族の数や医療費、社会保険料、生命保険料等の支払額に応じて控除額を記入します。専業主婦の妻がいれば㉑に38万円、医療費を30万円払った場合は10万円を引いた20万円を㉑に、㉒の基礎控除には38万円、㉑～㉒の合計を㉓に記入します。

＜申告書B 第一表＞

所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除	⑩							
	医 療 費 控 除	⑪							
	社会保険料控除	⑫							
	小規模企業共済等掛金控除	⑬							
	生命保険料控除	⑭							
	地震保険料控除	⑮							
	寄附金控除	⑯							
	寡婦・寡夫控除	⑰						〇	〇
	勤労学生・障害者控除	⑱						〇	〇
	配偶者(特別)控除	⑲						〇	〇
金額	扶 養 控 除	㉒						〇	〇
	基 礎 控 除	㉓						〇	〇
	合 計	㉔						〇	〇

4. 税金の計算

⑨から㉝を引いた残額を㉞(「課税所得金額」といいます)に、㉞に対する税金を㉟に記入します。㉞はマイナスのときはゼロとします。住宅ローン控除があるときは控除額を㉟に、㉟から㉟を引いた額を㉟(マイナスはゼロ)に、復興特別税を加えた年税額を㉟に記入します。

＜申告書B 第一表＞

税金の計算	課税される所得金額(㉞)又は第三表上の㉞に対する税額	㉞	0000
	配当控除	㉟	
	(特定増設控除)住宅ローン控除	㊱	
	復興特別所得税額(㉞×2.1%)	㊱	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額(㉞×2.1%)	㊱	
	災害減免額	㊱	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額(㉞×2.1%)	㊱	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額(㉞×2.1%)	㊱	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額(㉞×2.1%)	㊱	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額(㉞×2.1%)	㊱	00

㉟と㉟の源泉徴収税額や㉟の予定納税額を比べ、不足なら納付額を㉟に、超過なら還付額を㉟に記入します。

5. さいごに

親族が扶養になるかどうかはその親族の㉟と㉟～㉟の合計額(38万円以下は扶養)で、税金が発生するかどうかは㉟で、税金が還ってくるかどうかは㉟で判断します。「税金が発生しない」、「税金が還ってきた」、という親族でも扶養にならないケースがあるので注意しましょう。

このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/